

労働局発表
平成28年4月22日

報道関係者 各位

【照会先】

熊本労働局職業安定部

職業対策課長 西 邦彦

職業対策課長補佐 岩下 正人

電話：096-211-1704（内線5301）

平成28年熊本地震に対する 雇用調整助成金の特例措置について

平成28年4月14日に発生した平成28年熊本地震の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が長期化することが見込まれることから、厚生労働省では、平成28年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対し、下記のとおり雇用調整助成金の特例措置を講じることとなりました。

1. 要件緩和

【現行の支給要件】

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること。

【特例措置後の支給要件】

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること。

2. 遡及適用

平成28年4月14日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成28年7月20日までに提出のあったものについては、**事前に届け出られたものとする。**

※ 雇用調整助成金の支給に当たってはいくつか支給要件がありますので、詳細については熊本労働局職業対策課分室(096-312-0086)にお問い合わせください。

※ 雇用調整助成金の特例措置の実施に当たり、4月23日（土）及び24日（日）の2日間、臨時的特別電話相談窓口を厚生労働省雇用開発企画課内に設置しますので、ご利用ください。

電話：03-3502-1718

電話相談時間：両日とも午前10時～午後5時まで